甲賀市家庭系ごみ排出困難者支援事業について

ごみを集積所や衛生センター等まで排出することが困難な高齢者又は障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先に出されたごみを戸別に収集し、日常生活における負担の軽減を図るとともに、ごみの排出状況により見守りを行うことを目的として実施します。

サービス概要

- サービス利用世帯は、指定の日時までに、玄関先に設置したごみ箱にごみを入れてください。収集運搬業者が戸別に収集します。（ごみ箱はふた付き容器に限ります。利用者でご準備ください。）
- 燃えるごみは週１回、資源ごみ（燃えるごみ以外のごみ）は月１回とし、市が指定する日に収集します。
- 燃えるごみは燃えるごみの指定袋に、資源ごみは任意の袋にまとめて入れたうえで玄関先のごみ箱に入れてください。
- 日常のごみを対象としますので、家財整理や粗大ごみ、また市が回収しないごみは対象としません。
- ごみが出されていない場合は、インターホン等により声掛けを行います。
- 設置するごみ箱およびごみ袋以外の費用は掛かりません。

対象世帯

- 世帯員のいずれもが**集積所や衛生センター等までごみを運ぶことが困難な世帯**であって、下記のいずれにも該当する世帯を対象とします。
  - 要介護認定を受けている６５歳以上の者または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯
  - 世帯員のいずれも介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用しているが、ごみ排出支援を受けられない世帯
    （ごみ出し時間とサービス利用時間が合わない etc.）

◎上記に相当する世帯も対象とします。該当するか判断に迷われる場合は、ご相談ください。

※地域等でごみ出しなどの支援をされている場合は、その利用もご検討ください。

申請方法

- 家庭系ごみ排出困難者支援事業利用申請書を下記までご提出ください。（申請書は下記窓口に備え付けてあります。市のHPからもダウンロードいただけます。）

※居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の確認（署名）が必要です。居宅介護支援事業所等をご利用でない場合は、申請前にご相談ください。

【提出先】

・要介護認定を受けている方

健康福祉部　高齢福祉課

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

健康福祉部　障がい福祉課

利用開始までの流れ

- 提出いただいた申請書をもとに、サービス利用の要件に該当するか審査します。
- 収集運搬業者と調整を行います。場合によっては訪問し、確認します。
- サービス利用の可否について決定し、申請者に通知します。
- 利用決定後にごみ箱を玄関先に設置してください。
- 決定通知に記載された日（原則、決定通知の翌月）から収集を開始します。

- ✓ 要件を満たしていても、収集運搬の安全性が確保できない場合は、利用できないことがあります。
- ✓ 玄関先（屋外）までの訪問となります。
- ✓ 共同住宅の場合は、あらかじめ管理者の承諾を取っておいてください。承諾が得られない場合は、サービスの利用はできません。
- ✓ ごみの散乱や臭いなどによる周辺環境への影響がある場合や利用世帯以外のごみが出されている場合などは、サービスを中止することがあります。
- ✓ 要件に該当しなくなった場合は、サービスを終了します。

【担当課】

〇ごみの収集運搬に関すること

市民環境部　生活環境課　　ＴＥＬ：０７４８－６９－２１４５

〇利用申請に関すること

健康福祉部　高齢福祉課　　ＴＥＬ：０７４８－６９－２１６４

障がい福祉課　ＴＥＬ：０７４８－６９－２１６１